

保証賃料額を変更せざるを得ない状況になる度」とに、その旨をXに伝えており、Yが賃料保証できなくなつたとして事業計画から撤退し、本件契約が成立しなかつたからといって、直ちに契約関係を支配すべき信義則に違反するものと認めるとはできないとして、Xの請求を棄却した。

(3)

### 三 まとめ

本件は、XY間で約一年余り交渉を続けて來たが、XYとも「互いに一方的に拘束されることを嫌い、細部まで確定して最終的な契約締結（契約書の押印）の段階に至るまでフリーハンドの権利を留保しておこう」として、契約の締結に至らなかつたものである。契約の成立が認められなかつたのは、当然であろう。

しかし、Yは、Bの融資にあたつて、押印していないとはいひ貸借契約書をBに提出しており、また、Xらとともに近隣に新築工事の挨拶もしている。

判断は、「直ちに信義則に違反するものと認めることはできない」というが、これらのYの行為に対する評価が必要と思われる。控訴審の判断が注目されるところである。

（調査研究部調査役）

## 最近の判例から

# 中古住宅の雨漏り等に関する 瑕疵担保責任と媒介業者の注意義務

（札幌地判 平八・五・二七）

松尾 光章

中古住宅の売主が、雨漏りのあることを知りながら、媒介業者及び買主に秘して、「雨漏りは発見していない」として売り渡した場合、売主は瑕疵担保責任期間を経過していても、その瑕疵担保責任を免れることができないとされたのに対し、媒介業者については、雨漏りの有無について特段の調査をしていないくとも、注意義務違反があるとはいえない、とされた事例である（札幌地裁平成八年五月二七日判決 確定 判例集未登載）。

### 一 事案の概要

買主Xは、平成五年七月二十四日業者Y1の媒介で、売主Y1と、札幌の土地付中古住宅（築六年）を六、四五〇万円で買い受ける旨売買契約を締結し、代金を完済して、同年九月二八日引渡しを受けた。

本件売買契約には、瑕疵担保責任の存続期

間を引渡し後二ヶ月とする特約が付されていた。

引渡しの約三カ月後の同年一二月末、二階と同室の鴨居や壁面に濃いしみがあり、屋根の笠木部分に補修の形跡があつた。

また、引渡し当初から水道から赤水が出たが、Xは特に不便を感じなかつたため、雨漏りに気付くまでそのクレームはつけなかつた。

さらに、二階のストーブ排気筒の高さは、バルコニーの床面からの20cmの高さで低かった（もつとも、積雪地であるが、定期的に除雪を行う限り、二階ストーブの使用に影響はない）。

Xは、①本件建物には、雨漏り、水道の赤水、二階ストーブ排気筒の高さに隠れた瑕疵があるから、Y1及びY2は瑕疵担保責任があり、②Y2は、瑕疵の調査告知義務を怠つ

たから債務不履行責任があり、③また、Y1 及び Y2 は、本件瑕疵の存在を知つていなが ら告げなかつたから不法行為責任があるとし て、各自三七〇万円の支払いを請求した。

Y1 は、①本件建物に雨漏りがあることは 知らなかつたし、②雨漏りがあるとしても、 築後六年の中古住宅にあつては、ある程度の 雨漏りは避け難いものであり、本件雨漏りは 重大かつ本質的な修繕を要する程度に至つて いないので瑕疵担保責任はないとし、③仮に 瑕疵担保責任があるとしても、一ヶ月の特約 期間を過ぎている、と主張した。

Y2 は、①瑕疵担保責任は売主の責任であつて、媒介業者の責任ではなく、②雨漏りの 有無については、Y1 が「雨漏りは発見して いない」と述べ、X から連絡を受けるまで知 らなかつた、と主張した。

## 二 判決の要旨

- (1) 瑕疵担保責任について、①売主責任で あるとしたうえで、②雨漏りについては、 Y1 は X に売却するまで居住しており、か つ、本件屋根の笠木部分に数回にわたつて 防水剤（コーティング剤）で補修した形跡が あること等からして、Y1 は雨漏りの存在 を知つており、「住宅にとって雨露を防ぐの
- (2) Y2 の債務不履行責任については、Y2 は雨漏りの有無について特段の調査をして いないが、Y1 が「雨漏りは発見していな い」と述べたとして、Y2 に、注意義務違 反があるとはいえないとした。
- (3) 不法行為責任については、その損害の発

はもつとも本質的な機能であるから、中古 住宅とはいえ、雨漏りが瑕疵でないとはい えないし、重大かつ本質的な修繕を要する か否かによつて、瑕疵に当たるかどうかの 判断が左右されるものではない」として、

(4) 従つて、Y1 は X に対し、六五万円を支 払えと命じた。

## 三 まとめ

中古住宅は、経年変化による自然損耗を伴 うものであり、何が瑕疵かは判定に難しい面 がある。本判決は、住宅にとって雨露を防ぐ のはもつとも本質的な機能であるから、中古 住宅の雨漏りは瑕疵であるとした。雨漏りに ついては、これまでマンションの一棟売に関 する判例（東京高判平成六年五月二五日 判 タ八七四号）二〇四頁、東京地判平成四年九月 一六日 判時一四五八号八七頁）はあつたが、 中古住宅の雨漏りについて判断を下したのは、 初めてである。

また、瑕疵については、売主はとかく隠し たがる。本件は、媒介業者として注意義務違 反はないときされたが、瑕疵の存在が容易に予 測されるにかかわらず、調査を怠つたときは、 媒介業者の責任を問われることもあるので、 注意する必要があろう。